

V 教育について

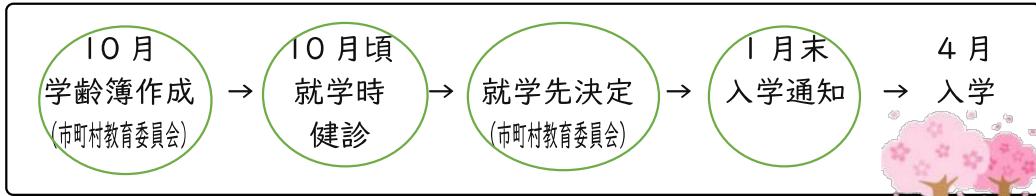
医療的ケアを必要とするお子さんの就学について

山形県教育庁特別支援教育課 令和4年4月現在

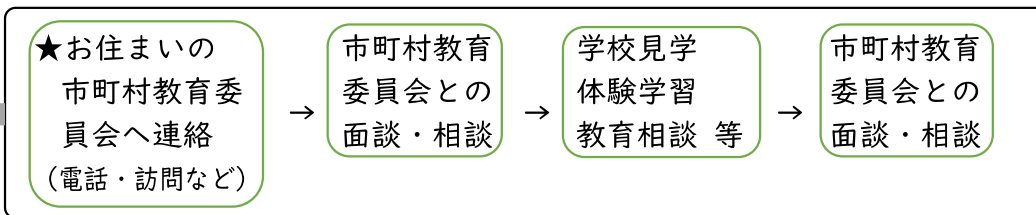
1 基本となる就学までの流れ

◎小学校入学の前年（年長児）

必要に応じて速やかに相談



◎障がいなどによる配慮を必要とするお子さんの就学の際は…



医療的ケアを必要とするお子さんは、年中児になる頃までに★をお願いします。

※お子さんの状況に応じて相談しながら進めていきます。順番や時期が入れかわることもあります。

2 医療的ケアを必要とするお子さんの考えられる就学先について（義務教育段階）

- ① 小学校・中学校…「通常の学級」または「特別支援学級」があります。
- ② 特別支援学校 …登校しての学習が難しい場合には「訪問教育」（教員が家庭や病院を訪問して授業を行う）もあります。

3 就学先を検討する際に大事にしていること

- ① お子さんが持っている力を十分に伸ばすことができる学びの場はどこか。
 - ② 必要とする教育環境や体制が整っているか。（整えることができるか）
- ※本人・保護者の意見も尊重しながら総合的に検討します。

4 就学に関連して検討が必要になること

- ① 学習中に必要となるケアは何か、ケアの実施者は？
- ② 通学方法は？
- ③ 放課後や休日、長期休みの生活は？ 等



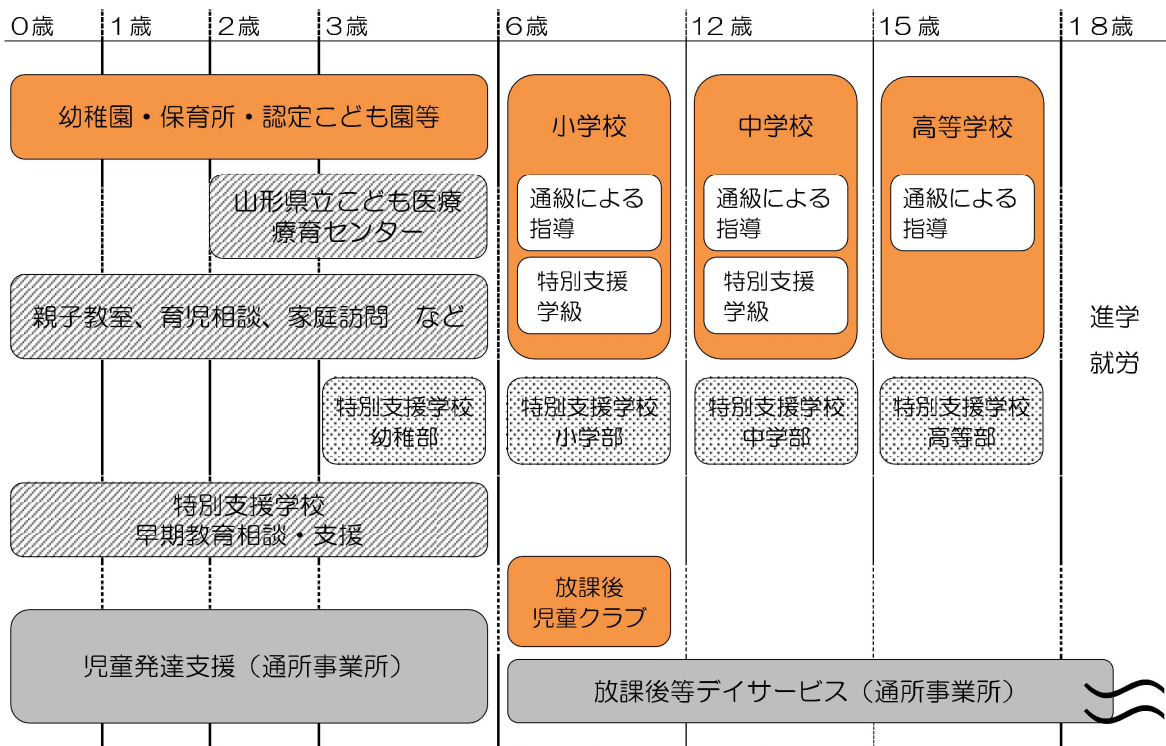
5 就学先決定後

- ① 各学校の入学説明会や保護者面談（医療的ケアに関する手続き等について）
- ② 主治医からの意見書、指示書の依頼と提出

※県立特別支援学校の場合、入学後、看護師によるケア開始まで付添いをお願いすることがあります。付添いの期間については、お子さんのケアの内容等により異なります。

◎お子さんの就学についての窓口は、お住まいの市町村教育委員会になります。関係機関と連携し、情報を共有しながら進めていきます。

障がいのある子のための保育・教育の場



※ 教育の場については、障がいの特性や発達の状況を踏まえ、随時、検討・見直しを行っていきます。



放課後等デイサービス

- 主に在学中の6歳から18歳までの障がいのある児童生徒を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供するサービスです。
- 1か月の利用日数は、お子さんへの支援の必要性などを踏まえ、事業所と保護者が相談した上で、お住まいの市町村が総合的に判断し、決定します。利用に際して療育手帳や身体障害者手帳は必須ではないため、学習障がい等の児童生徒も利用しやすい利点があります（医師の診断書を求められる場合があります）。

学校を卒業したら…

- 一般企業や障害福祉サービス事業所などでの就労をはじめ、日中活動の場として、障害福祉サービスのうちの「生活介護」の事業所に通うことが考えられます。
- 生活介護事業所では、障害者支援施設等で、常に介護を必要とする方に対し、主に昼間において、入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事、生活等に関する相談・助言、その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会の提供のほか、身体機能や生活能力の向上のために必要なリハビリなどの援助を行います。





(令和4年4月現在)

障がい種別	学校名	幼稚部	小学部	中学部	高等部	所在地	看護師の配置状況
視覚障がい	県立山形盲学校	○	○	○	○	上山市	
聴覚障がい	県立山形聾学校	○	○	○	○	山形市	
	県立酒田特別支援学校 ★	○	○	○		酒田市	○
知的障がい	県立米沢養護学校 ★		○	○	○	米沢市	○
	やまなみ学園分教室 (やまなみ学園内)		○	○		長井市	
	長井校(長井市立豊田小内)		○	○		長井市	
	西置賜校(長井工業高内)				○	長井市	
	県立鶴岡養護学校 ★		○	○	○	鶴岡市	○
	県立新庄養護学校 ★		○	○	○	新庄市	○
	県立村山特別支援学校		○	○	○	山形市	
	山形校 (山形市立第五小内)		○			山形市	
	天童校 (天童市立津山小内)		○			天童市	
	県立楯岡特別支援学校		○	○	○	村山市	
	寒河江校 (寒河江市立高松小内)		○			寒河江市	
	大江校			○	○	大江町	
	県立上山高等養護学校				○	上山市	
県立鶴岡高等養護学校				○	鶴岡市		
肢体不自由	県立ゆきわり養護学校	○	○	○	○	上山市	○
病弱	県立山形養護学校 ★		○	○	○	山形市	○
	県立鶴岡養護学校 おひさま分教室 (こころの医療センター内)		○	○		鶴岡市	

- ・平成15年度から看護師配置事業を実施しています。(配置校、人数は在籍状況による)
- ・教員や看護師がお子さんの障がいの状態等について十分に理解し、学校生活を送る上で安全にケアを行う体制を整えることが大切なため、新入学時及び新たな医療的ケアが必要となった場合に、保護者の付添いをお願いする場合があります。
- ・学校に通学しての学習が難しい場合には「訪問教育」(教員が家庭や病院を訪問して授業を行う)もあります。(★印：訪問教育実施校)
- ・学校見学などのご希望がありましたら、各校の教頭までご連絡ください。(→P68)



VI その他



(1) 紙おむつの支給

【実 施】各市町村（各市町村の取組状況については P57 参照）

【内 容】寝たきり状態の方の家族等に対し、紙おむつを支給することにより、本人及び家族の精神的、経済的負担の軽減を図ります。



(2) 車椅子の貸出

【実 施】各市町村（各市町村の取組状況については P57 参照）

【内 容】一時的に車椅子が必要になった方などに対して、貸出を行っています。貸出期間や回数に関しては各市町村窓口でご確認ください。



(3) 重度身体障がい者介護用車両改造費の助成

【実 施】各市町村（各市町村の取組状況については P57 参照）

【内 容】重度の身体障がい者またはその障がい者と生計を一にしている方が、車いすの使用に配慮した自動車への改造または車いすの使用に配慮した自動車を購入した場合に助成するものです。



(4) 税の控除や減免

① 所得税・住民税の控除

【窓 口】所得税：各総合支庁 納税管理担当課
住民税：お住まいの市町村 市町村民税担当課

【内 容】扶養親族が障がい者である場合に、課税対象額から次の額が控除されます。

内容	対象の方	税金の種類	控除額
同居特別障害者 扶養控除 ※市町村により名称は 多少異なります。	身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A、 精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの 方を、同居にて扶養している方	所得税	75 万円
		住民税	53 万円

② 自動車税環境性能割及び種別割の減免

2019年10月に名称が変わりました！

【窓 口】普通自動車税：各総合支庁 税務担当課
軽自動車税：お住まいの市町村 市町村民税担当課

環境性能割：旧自動車取得税
種別割：旧自動車税

【対象者】次のいずれかに該当する方。

なお、減免を受けることができる自動車は、
軽自動車を含めて障がいのある方 1 名につき 1 台 に限ります。

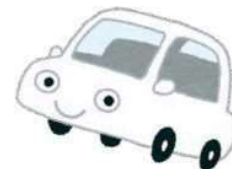
手帳及び障がいの区分		障がいの級別		
		本人運転の場合	家族運転・介護者運転の場合	
身体障害者手帳	視覚障がい	1級から4級まで		
	聴覚障がい	2級から3級まで		
	平衡機能障がい	3級のみ		
	音声機能障がい <small>咽頭嚥出による音声機能障がいがある場合に限る</small>	3級のみ	該当しない	
	肢体不自由	上肢	1級から2級2号まで <small>(2級の2号・・・2級のうち両上肢障がいの方)</small>	
		下肢	1級から6級まで	1級から3級1号まで <small>(3級1号・・・3級のうち両下肢障がいの方)</small>
		体幹	1級から3級、又は5級のみ	1級から3級まで
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢	1級から2級両上肢まで	
		移動	1級から6級まで	1級から3級両下肢まで
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・象徴機能障がい	1級又は3級のみ		
肝機能障がい	1級から3級まで			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級まで			
療育手帳（知的障がい）		A 判定		
精神障害者保健福祉手帳（精神障がい）		1級		

【運転者によって、減免の対象となる要件が異なります】

- 「本人運転」の場合・・・上記の**身体障害者手帳**をお持ちの方本人が運転するもの。
- 「家族運転」の場合・・・上記の**障害者手帳**をお持ちの方の通学、通院、通所等のために継続かつ反復して、**障がいのある方と生計を同じくする方**が運転するもの。**月1回以上**、障がいのある方のために運転することが必要。
- 「介護者運転」の場合・・・上記の**障害者手帳**をお持ちの方が単身で生活している世帯である場合又は世帯全員が上記（家族運転・介護者運転）の**障害者手帳**をお持ちの場合に、その障がいのある方の通学、通院、通所等のために、**障がいのある方を常時介護する方**が継続かつ反復して運転するもの。**週3回以上**、障がいのある方のために運転することが必要。

※ 減免申請する自動車の所有又は取得の形態、減免申請の時期によって、減免額が変わる場合があります。特に車を新しく買い替えるときなどは、**事前に窓口**に相談しましょう。

- 【申請】自動車税環境性能割・種別割減免申請書
自動車検査証（車検証）の原本
運転免許証（実際運転する方のもの）の原本
障害者手帳の原本
使用目的を証する書類（通院証明書、通学証明書、通所証明書等）
住民票謄本の原本（世帯全員分の住民票）
印鑑（認印も可）



※ この他にも、減免申請の時期や運転の形態などによって必要となる書類が変わります。また、証明書の有効証明年月日などにも細かい定めがありますので、詳しくは窓口にお問い合わせください。

（５）交通費の割引等

① 福祉タクシー利用助成、福祉給油券の交付

【実施】各市町村
（各市町村の取組状況については P57 参照）

【窓口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

【内容】～山形市の場合～



	対象者	交付枚数	助成額
普通タクシー 利用券	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1 級から 3 級 療育手帳 A 判定 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級 	24 枚／年 <small>※視覚障がい 1 級の方は 36 枚／年</small>	500 円／枚
リフト付き タクシー 利用券	身体障害者手帳をお持ちの方のうち、 下肢、体幹、移動機能障がいの個別等級が 1・2 級の方	24 枚／年	大型車 2,870 円／枚 中型車 2,450 円／枚 小型車 1,960 円／枚
福祉給油券	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳 1 級から 3 級 療育手帳 A 判定 精神障害者保健福祉手帳 1 級から 3 級 	12 枚／年	500 円／枚

【申請】 所定の申請書
 各障害者手帳

※ 対象者の要件や申請に必要な書類などは、市町村によって異なります。
詳しくは窓口にお問い合わせください。



② タクシー運賃の割引

【内容】乗車時に割引の対象者であることを伝え、運賃支払い時に手帳を提示すると、
運賃が 1 割引されます。

※ 障害者手帳に貼付された写真の確認を求められる場合があります。

【対象】身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方

③ バス運賃の割引等

【内容】各障害者手帳を乗務員に提示することで、運賃が割引されます。

※手帳に貼付された写真の確認を求められる場合があります。

※介護人が必要となる等級の手帳（第 1 種身体障害者手帳、療育手帳 A 判定、精神
障害者保健福祉手帳 1 級）の場合は、介護人 1 名分も割引となります。

※高速路線は対象外となる場合があります。

【対象】障害者手帳をお持ちの方

④ 国内航空運賃の割引

【内 容】 航空路線の国内線を利用する場合、航空券購入窓口で手帳を提示することで、運賃の割引を受けることができます。

【対 象】 障害者手帳をお持ちの方及びその介護者1名
 ※ 令和2年8月より、市町村による療育手帳への割引対象者証明は不要となりました。

障害者手帳をお持ちの方（本人）		介護者
年齢	適用運賃	適用運賃
満12歳以上	障がい者割引	障がい者割引
満3歳以上12歳未満	小児運賃	障がい者割引
2歳未満で 座席を要しない場合	無料	通常運賃

※ 運航会社によって運賃や割引の名称が異なる場合があります。

⑤ JR等鉄道運賃の割引

【内 容】 切符の販売窓口で身体障害者手帳、療育手帳を提示することで、運賃が5割引されます。

～JR東日本の場合～

手帳の種類 ※1	乗車券等の種類	割引対象の区分	介護者付き		単独
			本人	介護人	本人
第1種 身体障害者 知的障害者	普通乗車券	片道100km以内	○	○	—
		片道100kmを超える場合	○	○	○
	定期乗車券	本人が12歳以上	○	○	—
		本人が12歳未満	※2	○	—
急行券	（特急券は除く）	○	○	—	
第2種 身体障害者 知的障害者	普通乗車券	片道100kmを超える場合	—	—	○
	定期乗車券	本人が12歳未満	※2	○	—

※1 障害者手帳の「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄」に第1種又は第2種の記載のあるもの。

※2 小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引はされません。



⑥ 有料道路通行料金の割引

【窓 口】 お住まいの市町村障がい福祉担当課

【内 容】 通学や通院などで有料道路を利用される方に対し、事前に登録された自動車1台について、通行料金を割引するものです。割引率は50%以下です。

※ 事前に、お住まいの市町村の障がい福祉担当課で登録手続きを行う必要があります。

※ ETCを利用して割引を受けることも可能です。

※ 割引には有効期間があります。期間が満了する2か月前から更新手続きが可能です。

- 【対象者】○ 本人が運転する場合
身体障害者手帳をお持ちの方
- 本人以外の方が運転し、障がい者本人が同乗する場合
身体障害者手帳又は療育手帳をお持ちの方のうち、手帳の「旅客鉄道株式会社
旅客運賃減額」欄に「第1種」の記載のある方。

【申請】手帳を管理している市町村障がい福祉担当課で事前に登録が必要です。
※ 割引登録を行うことができる自動車には、要件があります。

- 障がい者本人の身体障害者手帳又は療育手帳
登録を申請される自動車の自動車検査証等
利用されるETCカード（ETC利用時のみ） など

⑦ 駐車禁止除外指定車標章

【内容】身体障がい者等で歩行が困難な方が使用する車を、近くに駐車場がない等でやむを得ず一時的に駐車禁止の場所に駐車しなければならない方に、山形県公安委員会が駐車禁止除外指定車標章を交付します。車両を特定しない申請者本人に対する対人標章になります。

【お問合せ先】各警察署 または 山形県警察本部交通規制課 TEL023-626-0110

⑧ 身体障がい者等用駐車施設利用証

【内容】県内の公共施設や民間施設などの、「身体障がい者等用駐車施設」の案内表示が設置された車いす使用者用駐車施設へ駐車の際は、山形県発行の「身体障がい者等用駐車施設利用証」の表示が必要になります。利用できる方を明らかにすることで、適正な利用を推進します。

- 【申請】交付申請書
運転免許証
身体障害者手帳・療育手帳の写し
(氏名、現住所、障がい名や障がいの程度等が記載された箇所)



【問い合わせ先】

- | | |
|-----------------|------------------|
| ・県庁 地域福祉推進課 | TEL 023-630-2268 |
| ・村山保健所 地域健康福祉課 | TEL 023-627-1143 |
| ・最上総合支庁 地域健康福祉課 | TEL 0233-29-1277 |
| ・置賜総合支庁 地域保健福祉課 | TEL 0238-26-6031 |
| ・庄内総合支庁 地域保健福祉課 | TEL 0235-66-5654 |

⑨ 駐車場料金の減免

【内容】障がい者の方が乗車している車を次の駐車場に駐車した場合、料金が減免されます。

【申請】精算前に駐車場の係員にご連絡の上、手帳を提示してください。

- 【対象者】・身体障害者手帳1級から3級
・療育手帳A又はB判定
・精神障害者保健福祉手帳1級から2級

- 【対象施設】・山形市中央駐車場
・山形市大手町駐車場
・山形市東口交通センター駐車場
・山形市香澄駐車場
・山形市済生館前駐車場
・山形駅西口駅前広場駐車場

⑩ 施設使用料の免除

各障害者手帳を受付等で提示することで、使用料や入館料、入園料が免除される施設があります。

⑪ NHK 受信料免除

- 【内 容】申請手続きを行うことで、NHK 受信料が免除されます。
※ お住まいの市町村障がい福祉担当課より、免除事由の証明を受ける必要があります。

- 【対 象】障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

- 【窓 口】お住まいの市町村障がい福祉担当課

- 【お問い合わせ先】フリーダイヤル：0570-077-077

⑫ NTT 番号案内料無料

- 【内 容】電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・上肢などの不自由な方、知的障がい及び精神障がいのある方を対象に、番号案内料を無料とする「ふれあい案内」が提供されています。なお、利用前に登録が必要となります。

- 【対象者】・身体障害者手帳 視覚障がい：1級～6級
聴覚障がい：2・3・4・6級
肢体不自由（上肢・体幹など）：1級・2級
音声・言語・そしゃく機能障がい：3・4級
・療育手帳A、B判定
・精神障害者保健福祉手帳1級～3級

- 【問い合わせ先】フリーダイヤル：0120-104-174



(6) 福祉有償運送

山形県に登録をした、NPO法人等が行っているサービスです。身体障がいのある方や介護の必要な方など、移動が困難な登録会員に対して行われています。対象者・料金等の内容については各法人で異なります。

- 【問い合わせ先】お住まいの市町村担当課



外出のときに役立つサービス

買い物などで外出するときは、公共交通機関以外に、自家用車で移動される方が多いと思います。お住まいの市町村によっては、タクシー券の交付をはじめ、自動車の燃料費や購入費・改造費の助成などを行っています。様々なサービスを使って、できるだけ負担を減らすことも大事です。



福祉タクシー・福祉有償運送

※事業内容は、地域によって異なります。



○福祉タクシー

福祉タクシーとは、タクシー会社などが運営している（身体）障がい者の外出をサポートしてくれるタクシーのことです。

車いすやバギー型車いすのまま乗車できるスロープやリフト付きの福祉車両が使われていて、予約すればお子さんと介護者が利用できます。

また、乗車時と降車時にヘルパーが介護を行う介護タクシーや、運転業務のみを行うドライバー派遣もあります。

詳しくは、お近くのタクシー会社にお問い合わせください。



○福祉有償運送

福祉有償運送とは、NPO 団体などが高齢者や障がい者を対象に、タクシーのように送迎してくれるサービスのことです。

一般車両のほか、福祉車両が使われている場合もあります。

利用するためには、会員登録と年会費が必要ですが、福祉タクシーよりも送迎代が安く、お住まいの市町村によっては、助成を受けられることもあります。

サービスの対象者や利用料金などの内容は、各団体にお問い合わせください。

福祉車両の選び方

福祉車両には、スロープ式とリフト式の2種類があります。

○スロープ式

- （長所） ・ 2列目に車いすを乗せることができるので、介護者が隣に座ってケアしやすい。
- ・ 運転席からお子さんまでの距離が近いので、振り向いて様子が確認できる。
- ・ 3列目のシートに同乗者が乗車できたり、荷物を載せることができる。

- （短所） ・ 3列目のシートがある所を通過して2列目に車いすを載せるので、3列目に荷物を載せていたら、車いすが通る度にシートをたたんだり、荷物の積み下ろしが必要。

○リフト式

- （長所） ・ 2列目のシートがフルに使える。
- ・ 乗り降りがとても楽。

- （短所） ・ 3列目に車いすを固定するため、介護者は2列目に座って振り向いてケアを行う必要があり、長距離では介護者の負担が大きくなる。
- ・ 運転席からお子さんまでの距離が遠いので、表情が確認しにくい。



（スロープ式）



（リフト式）



また、山形県では、お子さんの定期通院の際に通院の負担を軽減するため、通院支援事業を実施しています。通院支援事業には、訪問看護師の付添いと、運転手派遣の2つがあります。

(関連ページ→P54)



通院支援事業



○訪問看護師の付添い

- ・ ご家族の運転する自家用車に同乗してお子さんのケアを行い、通院に同行します。
- ・ 日常、訪問をお願いしている看護師が同乗します。(看護師がお子さんの医療的ケアを習得している必要があるため、日常的に訪問看護を利用されていない場合はご利用いただけません。)
- ・ 診察の待ち時間等、病院内も看護師が付き添うことを想定しています。
- ・ ご家族が加入されている自動車保険において、事故時に、ご家族以外の同乗者も補償の対象になる内容かご確認をお願いします。

○運転手派遣

- ・ タクシー会社のドライバーが、ご家族の車を運転します。ご家族は同乗してお子さんのケアをします。
- ・ 女性ドライバーを希望される場合には、その旨をタクシー会社と協議します。
- ・ 基本的に、病院内での付添いは想定しておりません。
- ・ ご家族が加入されている自動車保険において、運転手の『本人限定』や『家族限定』の特約を設定されている場合、ご利用時の特約解除の手続きが必要となります。

【窓 口】 山形県障がい福祉課

【対 象】 日常的に医療的ケアを必要とする、当該年度に18歳に到達するまでのお子さんがいるご家庭。

【内 容】 ◎ 通院距離に関係なくご利用できます。
◎ 利用料は無料です。
◎ ひとつの通院先に対して、月1回、年12回までご利用いただけます。

【利用の流れ】

1. 『通院支援利用申込書』を郵送または電子メールで県へ提出。
2. 利用申込家族のご自宅近隣の訪問看護ステーション等またはタクシー会社と県との間で業務委託契約を締結。
3. 利用申込家族と県、訪問看護ステーションまたはタクシー会社で利用に向けた調整を行う。
4. 利用開始。



※ なお、地域の事業者（訪問看護ステーション、タクシー会社）からの協力が難しい場合、予算を超える申込みがあった場合は、利用できない場合があります。



旅行などで役立つサービス

退院して間もないお子さんをもつパパやママなら、旅行どころか、近所に外出するのも不安に感じると思います。徐々に距離を延ばして、いつかは家族旅行を楽しみたいですね♪



旅行するときのポイント

- 近所の外出から、徐々に距離を延ばしてみましょう。お子さんとの外出に慣れていけば、いつかは旅行も楽しめると思います。
- 新幹線を利用される場合は、多目的室（個室）がおすすめです。



多目的室は、障がいのある方が優先的に使えます。
 室内にはベッド兼用シートがあり、ベッドとして利用する場合は、大人一人が横になれる程度の広さがあります。車両によっては、介護者用の椅子も用意されています。
 通常は施錠されていますので、使いたい場合は、車掌に申し出て、解錠してもらいましょう。
 なお、東北・北海道・上越・北陸・山形・秋田の各新幹線（JR 東日本、北海道の新幹線）では、多目的室は一切予約できませんので、ご注意ください。

- バリアフリー対応の宿泊先は、障がいのある方の接遇に慣れていて、協力的な場合が多いと思います。宿泊時にこうしたいといった要望をリストアップしてから、インターネットや旅行代理店で調べたり、宿泊したい旅館などに直接問い合わせたりして、利用しやすい宿泊先を探しておくとお安心ですね♪
- 特に、初めての旅行では、お子さんの容態が悪くなるのが一番心配になります。「宿泊先までの行程で具合が悪くなったら、すぐに病院に行けるか」、「宿泊先から病院まで30分以内に行けるか」なども調べたいところです。
- 酸素濃縮器については、宿泊先に用意してもらえよう、事前に業者に相談しておきましょう。



医療的ケア児等医療情報共有システム（MEIS メイス）

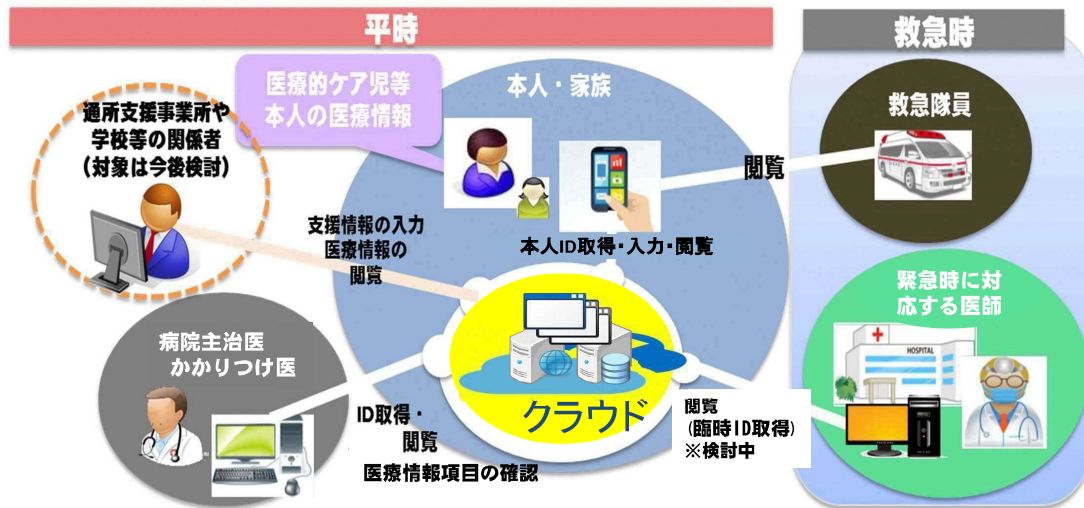
全国どこでも必要な医療を受けられるよう、医療的ケア児等の症状や診察記録を共有するシステム（MEIS）が、令和2年7月より本格運用されました。これまで、お子さんが旅行などで出かける場合には、家族は急な発作に備えて外出先周辺の病院の情報を集めたり、お子さんの医療データを持ち歩いたりしなければいけませんでした。MEISを活用することにより、万が一外出先で救急搬送された場合でも、救急隊員や搬送先の医療機関がスマホやパソコン等で医療的ケア児等の情報を閲覧できるようになります。

※ 詳しいシステムの概要や申し込み方法は厚生労働省のHPをご覧ください。



医療的ケア児等医療情報共有システムについて

- 医療的ケアが必要な児童等が救急時や、予想外の災害、事故に遭遇した際に、**全国の医師・医療機関が迅速に必要な患者情報を共有**できるようにするためのシステム。
- 平成28年度に調査研究、平成29年度にプロトタイプシステムを活用した実証実験を実施。
- 令和元年度には調査研究や実証実験を踏まえて全国展開に向けたシステムの改修(※)及びプレ運用を行う。(プレ運用に向けた事前登録者数:1,743名)
※ 医療的ケア児とその家族が使いやすい画面構成への変更、情報入力に際しての医師の負担軽減等を目的としたシステム改修
- 令和2年度から本格運用。



利用の流れ

①申請

主治医に、利用希望を伝え、申込み書に、主治医情報を書いていただく



②基本情報、ケア記録登録

本人情報、緊急連絡先、障害の状態、常用薬などの、基本情報や、日々のケア記録を入力

③診療情報登録

④救急サマリー作成

主治医やかかりつけ医と相談し、基本情報や診療情報から救急サマリーを作成する



⑤救急サマリーの利用

救急時に、救急サマリーを確認し、適切な治療を行う

3

山形県立子ども医療療育センター

医療・療育の面から、子どもたちのはぐくみのお手伝いをしている施設です。

〒999-3145 山形県上山市河崎三丁目7-1
 ☎023-673-3366 (代表) fax 023-673-3757
 【開設時間】月～金 8:30～17:15
 (祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)



★外来診療部門 ※予約制です。

診療科目	診療日	診療時間
整形外科 (リハビリテーション科)	月曜日～金曜日	8:45～12:00
	(装具診) 月・木曜日	13:00～17:00
小児科	月曜日～金曜日	8:45～17:00
歯科	月曜日～金曜日	8:45～17:00
耳鼻咽喉科	月曜日	8:45～12:00
精神科	第1・3月曜日	13:00～17:00
泌尿器科	第4水曜日	13:00～17:00

★リハビリテーション部門

医師の指示のもとに、発達の遅れや障がいのある子どもひとりひとりのニーズに合わせ、身体の機能や能力の獲得を図り、また家族支援を含めたQOL(生活の質)の向上を目指しています。

診療科目	診療日	訓練時間
理学療法	月曜日～金曜日	9:00～17:10
作業療法		
言語聴覚療法		

★医療型障がい児入所施設部門

入所して医療や療育を必要とする障がい児に対して、状態に応じた治療や看護、リハビリテーション、生活支援や発達支援などを行っています。

また、ゆきわり養護学校と隣接しており、治療を受けながら入所中に学校教育を受けることができます。



★親子入所

身体に障がいのある乳幼児のうち、保護者の方と一緒に短期間入所することにより療育効果が得られる場合に、治療やリハビリテーション、療育支援を行っています。



★短期入所及び日中一時支援事業

在宅で障がい児（者）を介護しているご家族がご病気等の理由により家庭での介護が困難になった場合などに、短期入所サービスを提供します。また、当センターと委託契約した市町村にお住まいの方に対し、日中一時支援（日帰りサービス）を提供します。

★医療型・福祉型児童発達支援センター

身体が不自由なお子さんや、言葉や発達に遅れのあるお子さんを対象に、保護者の方と一緒にまたは単独で通園しながら、発達支援やリハビリテーションなどを行っています。

★相談部門

相談・療育支援課では、障がいのあるお子さんに関する各種相談、福祉サービスや相談機関・施設（関係機関）などの情報提供、関係機関との連絡や調整を行っています。

【開設時間】月～金 8：30～17：15

（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

※ 相談・療育支援課は、相談・入所者玄関の近くにあります。



★山形県発達障がい者支援センター

発達障がいがある方やご家族が安心して地域で暮らすことができるよう、日常生活に関わる様々なご相談を受け、助言や情報提供を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携を図りながら支援しています。

また、発達障がいに関する正しい理解や支援方法を広めるために、講演会や研修会なども開催しています。

○発達障がいに関する相談・お問合せ ☎023-673-3314

【開設時間】月～金 8：30～17：15

（祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）



山形県立こども医療療育センター 庄内支所

〒997-0013 山形県鶴岡市道形町 49-21
 ☎0235-23-4584 (代表) fax 0235-23-4595



★事業内容

障がい児療育の拠点施設であるこども医療療育センターは上山市にあり、庄内地域に住んでいる障がい児が通所して療育を受けることが難しい状況がありました。こうしたことから、庄内地域の障がい児の在宅支援拠点施設として、こども医療療育センターの支所として設立されました。支所は、肢体不自由をはじめ、言葉や知的な発育に遅れ等のあるすべての障がい児の通所による療育、訓練に重点を置いた施設です。

★診療部門

診療科目	診療日	診療時間
内科	月曜日～金曜日	8:30～17:15
小児科	第2・4火曜日	10:00～16:00
	隔週木曜日	8:35～17:00
	第1・3・5金曜日	10:00～17:00
整形外科	第2・4金曜日	10:00～15:00
歯科	火・水曜日	10:00～15:30
	第1・3金曜日	10:00～17:00

- ・ 原則予約制です。(受付時間 8:30～17:15)
- ・ 休診日：土・日曜日、祝祭日、年末年始(12/29～1/3)
- ・ 内科は、リハビリ前の診療のみとなります。



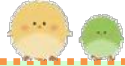
★リハビリ部門

診療科目	診療日	訓練時間
理学療法	月曜日～金曜日	8:50～17:05
作業療法		
言語聴覚療法		

※ リハビリ前に、内科の診療があります。

★相談部門

障がいのあるお子さんに関する各種相談、情報提供や関連機関との調整を行っています。
 (月曜日～金曜日 9:15～16:30)



山形県難病相談支援センター



〒990-0021 山形県山形市小白川町 2-3-30 (山形県小白川庁舎 1階)

TEL・FAX：023-631-6061

TEL：023-664-0179 (小児慢性専用)

【開設時間】月～金 9：00～16：00 (祝日、12/29～1/3 を除く)

○相談は無料です。

●電話・FAX・メール相談 (e-mail：nanbyou-y@ebony.plala.or.jp)

●面接相談 (予約をお願いいたします。)

●Web (Zoom 利用) による相談も可能です。

ホームページ <http://www17.plala.or.jp/nanbyou-yamagata/>



★医療的ケア児及び家族への支援内容

◇小児慢性特定疾病児童等交流会の開催

児童やその家族のための交流会を開催し、児童が相互に交流したり、同じ状況にあるご家族同士がお悩みや不安な気持ちを語り療養生活に係る情報を共有したりする機会を提供しています。

◇自立・就労に向けたフォローアップ

自立・就労に向け、個別支援が必要な児童に対して、児童の状況・希望等を踏まえ、地域における各種支援策の活用について実施機関と調整し、自立に向けた計画を策定することの支援やフォローアップを実施します。

◇ハローワークその他就労機関等との連携

就労の支援や一般就労の機会を拡大するため、ハローワークその他就労支援機関等と連携を図り、就労に関する必要な支援や情報の提供を行っています。

◇小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援

「小児慢性特定疾病児童等自立支援員」が、療養や日常生活で困っていること、入園、入学、就職などに関するお悩みについて、面接・電話・メール等で相談を受け付けています。

◇出張相談会の開催

難病相談支援センターへの来所が困難な方のために、小児慢性特定疾病児童等自立支援員が、最上、置賜、庄内各地域に出張し、相談会を開催します。

※山形県(村山・最上・置賜・庄内保健所)から「小児慢性特定疾病医療費受給者証」の交付を受けた方が対象です。ただし、交付前の方からの医療費支給認定申請に係る相談も受け付けます。なお、山形市の中核市移行に伴い、**山形市民に係る相談業務は、山形市保健所が行っています。**

山形県医療的ケア児等支援センター

【所在地】

〒990-9585

山形県山形市飯田西二丁目2番2号

国立大学法人山形大学医学部附属病院 地域医療連携センター内

T E L 023-628-5533

E-mail mccsc-yamagata@mws1.id.yamagata-u.ac.jp (代表)

【開設時間】

月～金 8:30～17:00 (祝日、年末年始を除く)

- 利用は無料です。
- 対面での相談をご希望の場合は、電話での事前予約をお願いします。

専門性が高く、また、さまざまな機関からの関わりが必要となる医療的ケア児やその家族等への支援について、「情報の集約点」となるとともに、支援の調整について中核的な役割を担うことを目指したセンターです。

★業務内容

◇医療的ケア児やそのご家族等に対する相談対応

これまで「どこに相談したらいいのか分からない」状況にあった医療的ケア児やそのご家族等からのさまざまな相談を、まずはしっかりと受け止めたうえで、関係機関と連携して総合的に対応します。

- ① 受け入れ可能な支援機関等の情報提供や、適切な関係機関を紹介します。
- ② 支援に必要な関係各機関との連携をコーディネートします。

◇関係機関等や、そこに従事する方々への情報提供及び研修の実施

医療、保健、福祉、教育、労働等の業務を行う関係機関に対し、支援を必要とする医療的ケア児等の実態や支援ニーズ、又は最新の施策や好事例についての情報を提供します。

- ① 相談対応や各種調査等で把握した情報等を関係機関と共有し、効果的な支援に繋がります。
- ② 医療的ケア児等の支援を行うことのできる人材育成のための研修を行います。

◇医療的ケア児及びその家族等に対する支援に関して、関係機関等との連絡調整

医療、保健、福祉、教育、労働等さまざまな専門分野における関係機関からの協力が必要となる場合にも、綿密かつ円滑な連携が図れるよう、日頃から情報共有等を通じた信頼関係の構築に努め、実際に調整を必要とする場合にあっては、中核となってコーディネートを行います。

- ① 医療的ケア児等の支援に必要な関係機関との連携をコーディネートします。
- ② センターでの助言等が困難な場合には、適切な支援機関へ適切に繋がります。
- ③ 市町村による災害時個別避難計画の作成をバックアップします。

- 「医療的ケア児等」には、「18歳に達し、又は高等学校等を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった方」を含みます。